(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第6551206号 (P6551206)

(45) 発行日 令和1年7月31日(2019.7.31)

(24) 登録日 令和1年7月12日(2019.7.12)

(51) Int.Cl. F.1

GO6F 16/11 (2019.01) GO6F 16/185 (2019.01) GO6F 16/11 GO6F 16/185

請求項の数 16 (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2015-244118 (P2015-244118) (22) 出願日 平成27年12月15日 (2015.12.15)

(65) 公開番号 特開2017-111538 (P2017-111538A)

(43) 公開日 平成29年6月22日 (2017. 6. 22) 審査請求日 平成30年8月22日 (2018. 8. 22) ||(73)特許権者 000001270

コニカミノルタ株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

|(74)代理人 100099885

弁理士 高田 健市

|(72)発明者 河野 高廣

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 コ

ニカミノルタ株式会社内

審査官 原 秀人

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】ファイル保存システム、サーバー、ファイル保存方法及びファイル保存プログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

サーバーと、該サーバーとネットワークを介して接続可能で保存対象ファイルを保存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置を備えたファイル保存システムであって

前記サーバーは、外部装置から保存対象ファイルを受信する受信手段と、

前記受信手段により受信した前記保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に 指示する第1の保存指示手段と、

前記第1ストレージ装置へのアクセスの可否を検知するアクセス可否検知手段と、

前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを 検知した場合、前記保存対象ファイルの保存を退避先の前記第2ストレージ装置に対して 指示する第2の保存指示手段と、

前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合に、前記第2ストレージ装置から保存対象ファイルをダウンロードして前記サーバーに転送させる処理をユーザーの端末装置に実行させるためのスクリプトが記述されたスクリプトファイルであって、前記端末装置が前記第1ストレージ装置のスクリプトファイル保存先へアクセスすることによって端末装置に送信されるスクリプトファイルを作成するスクリプトファイル作成手段と、

前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできることを検知した後、前記スクリプトファイル作成手段により作成したスクリプトファイルの保存を

前記第1ストレージ装置に指示するスクリプトファイル保存指示手段と、

前記第1の保存指示手段は、前記スクリプトファイルの実行により前記端末装置から保存対象ファイルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示し、

前記第1ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存対象ファイル及びスクリプトファイルを保存する保存手段と、前記端末装置から前記スクリプトファイルへのアクセスがあったときに、スクリプトファイルを端末装置に送信する送信手段と、

を備え、

前記第2ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存対象ファイルを保存する保存手段と、

前記スクリプトファイルの実行による前記端末装置からの要求に応じて、保存されている前記保存対象ファイルを前記端末装置に送信する送信手段と、

を備えていることを特徴とするファイル保存システム。

【請求項2】

前記サーバーは、前記端末装置から前記第1ストレージ装置にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合、その指示の受領を契機として、前記第2ストレージ装置に保存されておりかつ前記スクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを取得するファイル取得手段をさらに備え、

前記第1の保存指示手段は、前記ファイル取得手段により取得された保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する請求項1に記載のファイル保存システム。

【請求項3】

前記サーバーは、前記第2ストレージ装置に保存された保存対象ファイルの属性を示すファイル情報を作成するファイル情報作成手段と、前記端末装置から保存対象ファイルの一覧情報の取得要求を受領した場合、前記第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルについては、前記ファイル情報作成手段により作成されたファイル情報を使用して前記保存対象ファイルの一覧情報を作成する一覧情報作成手段をさらに備えている請求項1または2に記載のファイル保存システム。

【請求項4】

前記第2ストレージ装置を複数台備え、

前記サーバーは、前記保存対象ファイルの前記第2ストレージ装置への保存時に、ストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置を選択する選択手段をさらに備え、

前記第2の保存指示手段は、前記選択手段により選択されたストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置に保存対象ファイルの保存を指示する請求項1~3のいずれかに記載のファイル保存システム。

【請求項5】

前記サーバーは、前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置に前記ネットワークを介してアクセスできることを検知した後、サーバー内のCPUの負荷と前記第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルのサイズとに基づいて、前記第2ストレージ装置に保存されたままの保存対象ファイルを前記第1ストレージ装置へ復旧保存するためのタイミングを決定するタイミング決定手段をさらに備えている請求項1~4のいずれかに記載のファイル保存システム。

【請求項6】

前記スクリプトには、前記端末装置からのスクリプトファイルへのアクセスが保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスである場合に、前記第2ストレージ装置から取得され前記第1ストレージ装置に保存された保存対象ファイルにアクセスして該ファイルを編集モードで開くことが規定されている請求項1~5のいずれかに記載のファイル保存システム。

【請求項7】

前記サーバー、第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置は、いずれもクラウド上に

20

10

30

40

存在している請求項1~6のいずれかに記載のファイル保存システム。

【請求項8】

保存対象ファイルを保存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置とネットワークを介して接続可能なサーバーであって、

外部装置から保存対象ファイルを受信する受信手段と、

前記受信手段により受信した前記保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に 指示する第1の保存指示手段と、

前記第1ストレージ装置へのアクセスの可否を検知するアクセス可否検知手段と、

前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを 検知した場合、前記保存対象ファイルの保存を退避先の前記第2ストレージ装置に対して 指示する第2の保存指示手段と、

前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを 検知した場合に、前記第2ストレージ装置から保存対象ファイルをダウンロードして前記 サーバーに転送させる処理をユーザーの端末装置に実行させるためのスクリプトが記述さ れたスクリプトファイルであって、前記端末装置が前記第1ストレージ装置のスクリプト ファイル保存先へアクセスすることによって端末装置に送信されるスクリプトファイルを 作成するスクリプトファイル作成手段と、

前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできることを検知した後、前記スクリプトファイル作成手段により作成したスクリプトファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示するスクリプトファイル保存指示手段と、

を備え、

前記第1の保存指示手段は、前記スクリプトファイルの実行により前記端末装置から保存対象ファイルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示することを特徴とするサーバー。

【請求項9】

前記端末装置から前記第1ストレージ装置にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合、その指示の受領を契機として、前記第2ストレージ装置に保存されておりかつ前記スクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを取得するファイル取得手段をさらに備え、

前記第1の保存指示手段は、前記ファイル取得手段により取得された保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する請求項8に記載のサーバー。

【請求項10】

前記第2ストレージ装置に保存された保存対象ファイルの属性を示すファイル情報を作成するファイル情報作成手段と、前記端末装置から保存対象ファイルの一覧情報の取得要求を受領した場合、前記第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルについては、前記ファイル情報作成手段により作成されたファイル情報を使用して前記保存対象ファイルの一覧情報を作成する一覧情報作成手段をさらに備えている請求項8または9に記載のサーバー。

【請求項11】

前記第2ストレージ装置は複数台であり、

前記保存対象ファイルの前記第2ストレージ装置への保存時に、ストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置を選択する選択手段をさらに備え、

前記第2の保存指示手段は、前記選択手段により選択されたストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置に保存対象ファイルの保存を指示する請求項8~10のいずれかに記載のサーバー。

【請求項12】

前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置に前記ネットワークを介してアクセスできることを検知した後、自装置内のCPUの負荷と前記第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルのサイズとに基づいて、前記第2ストレージ装置に保存されたままの保存対象ファイルを前記第1ストレージ装置へ復旧保存するためのタイミ

10

20

30

40

ングを決定するタイミング決定手段をさらに備えている請求項8~11のいずれかに記載のサーバー。

【請求項13】

前記スクリプトには、前記端末装置からのスクリプトファイルへのアクセスが保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスである場合に、前記第2ストレージ装置から取得され前記第1ストレージ装置に保存された保存対象ファイルにアクセスして該ファイルを編集モードで開くことが規定されている請求項8~12のいずれかに記載のサーバー。

【請求項14】

クラウド上に存在している請求項8~13のいずれかに記載のサーバー。

【請求項15】

サーバーと、該サーバーとネットワークを介して接続可能で保存対象ファイルを保存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置を備えたファイル保存システムで実行されるファイル保存方法であって、

前記サーバーは、外部装置から保存対象ファイルを受信する受信ステップと、

前記受信ステップにより受信した前記保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する第1の保存指示ステップと、

前記第1ストレージ装置へのアクセスの可否を検知するアクセス可否検知ステップと、 前記アクセス可否検知ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合、前記保存対象ファイルの保存を退避先の前記第2ストレージ装置に対 して指示する第2の保存指示ステップと、

前記アクセス可否検知ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合に、前記第2ストレージ装置から保存対象ファイルをダウンロードして前記サーバーに転送させる処理をユーザーの端末装置に実行させるためのスクリプトが記述されたスクリプトファイルであって、前記端末装置が前記第1ストレージ装置のスクリプトファイル保存先へアクセスすることによって端末装置に送信されるスクリプトファイルを作成するスクリプトファイル作成ステップと、

前記アクセス可否検知ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできることを検知した後、前記スクリプトファイル作成ステップにより作成したスクリプトファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示するスクリプトファイル保存指示ステップと、

を実行し、

前記第1の保存指示ステップでは、前記スクリプトファイルの実行により前記端末装置から保存対象ファイルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示し、

前記第1ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存対象ファイル及びスクリプトファイルを保存する保存ステップと、前記端末装置から前記スクリプトファイルへのアクセスがあったときに、スクリプトファイルを端末装置に送信する送信ステップと、

を実行し、

前記第2ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存対象ファイルを保存する保存ステップと、

前記スクリプトファイルの実行による前記端末装置からの要求に応じて、保存されている前記保存対象ファイルを前記端末装置に送信する送信ステップと、

を実行することを特徴とするファイル保存方法。

【請求項16】

保存対象ファイルを保存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置とネットワークを介して接続可能なサーバーのCPUに、

外部装置から保存対象ファイルを受信する受信ステップと、

前記受信ステップにより受信した前記保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する第1の保存指示ステップと、

前記第1ストレージ装置へのアクセスの可否を検知するアクセス可否検知ステップと、

10

20

30

40

20

30

40

50

前記アクセス可否検知ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合、前記保存対象ファイルの保存を退避先の前記第2ストレージ装置に対して指示する第2の保存指示ステップと、

前記アクセス可否検知ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合に、前記第2ストレージ装置から保存対象ファイルをダウンロードして前記サーバーに転送させる処理をユーザーの端末装置に実行させるためのスクリプトが記述されたスクリプトファイルであって、前記端末装置が前記第1ストレージ装置のスクリプトファイル保存先へアクセスすることによって端末装置に送信されるスクリプトファイルを作成するスクリプトファイル作成ステップと、

前記アクセス可否検知ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできることを検知した後、前記スクリプトファイル作成ステップにより作成したスクリプトファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示するスクリプトファイル保存指示ステップと、

を実行させ、

前記第1の保存指示ステップでは、前記スクリプトファイルの実行により前記端末装置から保存対象ファイルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する処理を実行させるためのファイル保存プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[00001]

この発明は、サーバーを中継してストレージ装置にファイルを保存するファイル保存システム、サーバー、ファイル保存方法及びファイル保存プログラムに関する。

【背景技術】

[0002]

ユーザーの端末装置で作成した文書ファイルや、ファクシミリ装置で受信した文書ファイル等の保存対象ファイルを、クラウド上のサーバーを中継してクラウド上のストレージ 装置に保存するファイル保存システムが従来より知られている。

[00003]

図7はこのような従来のファイル保存システムの一例を示す図である。このファイル保存システムは、サーバー101と、第1ストレージ装置102と、第2ストレージ装置103を備えている。このファイル保存システムでは、例えば、ファクシミリ装置104から画像形成装置105がファクシミリ文書を受信すると(丸数字1)、画像形成装置105はゲートウェイデバイス106を介してファクシミリ文書をサーバー101にアップロードする(丸数字2)。サーバー101は受信したファクシミリ文書をネットワークを介して第1ストレージ装置102にアップロードしてファクシミリ文書の保存指示を行い(丸数字3)、第1ストレージ装置102は指示されたファクシミリ文書の保存を実行する。なお、保存対象ファイルはファクシミリ文書に限定されることはなく、画像形成装置105で読み取られたスキャンデータ等であっても良い。

[0004]

しかしながら、サーバー101が第1ストレージ装置102へのアクセスに失敗することがある(丸数字4)。例えば、第1ストレージ装置102が故障等により動作していないときや、アクセス過多あるいは攻撃に対する自衛による帯域制御等ストレージ装置側にネットワーク上の問題がある場合等である。

[0005]

そこで、第1ストレージ装置102へのアクセスができなくなったときには、保存対象ファイルを退避保存用の第2ストレージ装置103に退避させて保存しておき(丸数字5)、本来の第1ストレージ装置102がアクセス可能に回復したときに、第2スレージ装置103に退避保存させていた保存対象ファイルを、サーバー101を介して本来の第1ストレージ装置102に復旧保存させることが行われている(丸数字6)。

[0006]

通常、サーバー101には図7のように異なる複数の画像形成装置105から多数の保

存対象ファイルが送信されてくることから、第1ストレージ装置102の障害等からの回復に時間がかかると、相当数の保存対象ファイルが第2ストレージ装置103に退避されることになる。従ってこのような場合は、第2ストレージ装置103に退避させた保存対象ファイルの第1ストレージ装置102への復旧保存に要する処理時間は長くなる。このため、このような復旧保存作業は、夜間やサーバー101の利用頻度が低い時間帯に行われるのが一般的である。

[0007]

なお、特許文献1には、障害復旧に際してサービスを迅速に再開できるようにする情報処理システムとして、障害からの復旧に際し、第1サーバー装置がサービスを再開するのに先立ち、第2サーバー装置が、第2ストレージ装置に記憶しているファイルのデータのうち最上位のディレクトリから所定の下位階層までのディレクトリイメージを第1サーバー装置に送信し、第1サーバー装置がディレクトリイメージを第1ストレージ装置に復元し、第2サーバー装置は、第1サーバー装置から要求が送られてきた場合、追加のディレクトリイメージを第2ストレージ装置から読み出して第1サーバー装置に送信し、再スタブ化の発生頻度が予め設定された閾値以上になっている場合は第1サーバー装置へのディレクトリイメージの送信を抑制するシステムが開示されている。

[0008]

また、特許文献 2 には、スキャンデータのアップロードに失敗すると、再びスキャン動作を行った上で外部ストレージサービスにスキャンデータを送信しなければならないため、スキャン対象の原稿の枚数が多い場合には、ユーザの拘束時間の増加を招くことから、これを防止する画像処理装置として、画像データをWebサーバーにアップロードする際にエラーが発生すると、Webサーバーの共有フォルダに設定されている共有アカウントを取得し、当該取得した共有アカウントを用いて画像処理装置内のストレージに記憶されたアップロードの対象の画像データをWebサーバーにアップロードする画像処理装置が開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0009]

【特許文献1】特開2014-89747号公報

【特許文献2】特開2013-51597号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0010]

しかしながら、第2ストレージ装置103へ退避させた保存対象ファイルを本来の第1ストレージ装置102へ復旧保存させなければ、ユーザーは端末装置を介して第1ストレージ装置102にアクセスし保存対象ファイルを利用できないことから、復旧保存処理を夜間やサーバー101の利用頻度が低い時間帯に行うのでは、本来の第1ストレージ装置102が障害等から回復してもユーザーは保存対象ファイルを利用したいときにすぐに利用できないという問題がある。

[0011]

また、本来の第1ストレージ装置102の回復後、退避させた保存対象ファイルの第1ストレージ装置102への復旧保存処理を時間帯やサーバー101の利用頻度に関係なく行うと、退避させていた保存対象ファイルの数が多い場合は保存対象ファイルの転送のためにサーバー101の負荷が急激に上昇し、システムを利用する全てのユーザーに影響を与える恐れがあるという問題がある。

[0012]

なお、特許文献 1 及び特許文献 2 に記載の技術によっても、このような問題を解決することはできなかった。

[0013]

この発明は、このような技術的背景に鑑みてなされたものであって、障害等により保存

10

20

30

40

対象ファイルのストレージ装置への保存ができないために保存対象ファイルを別のストレージ装置に退避させた場合、保存対象ファイルを利用したいユーザーが、本来のストレージ装置の障害等からの回復後に、サーバーに大きな負荷を与えることなく利用したいときに直ちに利用することができるファイル保存システム及びサーバーを提供し、さらにはファイル保存方法及びファイル保存プログラムを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

[0014]

上記課題は、以下の手段によって解決される。

(1)サーバーと、該サーバーとネットワークを介して接続可能で保存対象ファイルを保 存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置を備えたファイル保存システムであ って、前記サーバーは、外部装置から保存対象ファイルを受信する受信手段と、前記受信 手段により受信した前記保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する第 1の保存指示手段と、前記第1ストレージ装置へのアクセスの可否を検知するアクセス可 否検知手段と、前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスで きないことを検知した場合、前記保存対象ファイルの保存を退避先の前記第2ストレージ 装置に対して指示する第2の保存指示手段と、前記アクセス可否検知手段により、前記第 1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合に、前記第2ストレージ装置か ら保存対象ファイルをダウンロードして前記サーバーに転送させる処理をユーザーの端末 装置に実行させるためのスクリプトが記述されたスクリプトファイルであって、前記端末 装置が前記第1ストレージ装置のスクリプトファイル保存先へアクセスすることによって 端末装置に送信されるスクリプトファイルを作成するスクリプトファイル作成手段と、前 記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできることを検知し た後、前記スクリプトファイル作成手段により作成したスクリプトファイルの保存を前記 第1ストレージ装置に指示するスクリプトファイル保存指示手段と、を備え、前記第1の 保存指示手段は、前記スクリプトファイルの実行により前記端末装置から保存対象ファイ ルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示 し、前記第1ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存対象ファイル及 びスクリプトファイルを保存する保存手段と、前記端末装置から前記スクリプトファイル へのアクセスがあったときに、スクリプトファイルを端末装置に送信する送信手段と、を 備え、前記第2ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存対象ファイル を保存する保存手段と、前記スクリプトファイルの実行による前記端末装置からの要求に 応じて、保存されている前記保存対象ファイルを前記端末装置に送信する送信手段と、を 備えていることを特徴とするファイル保存システム。

(2)前記サーバーは、前記端末装置から前記第1ストレージ装置にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合、その指示の受領を契機として、前記第2ストレージ装置に保存されておりかつ前記スクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを取得するファイル取得手段をさらに備え、前記第1の保存指示手段は、前記ファイル取得手段により取得された保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する前項1に記載のファイル保存システム。

(3)前記サーバーは、前記第2ストレージ装置に保存された保存対象ファイルの属性を示すファイル情報を作成するファイル情報作成手段と、前記端末装置から保存対象ファイルの一覧情報の取得要求を受領した場合、前記第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルについては、前記ファイル情報作成手段により作成されたファイル情報を使用して前記保存対象ファイルの一覧情報を作成する一覧情報作成手段をさらに備えている前項1または2に記載のファイル保存システム。

(4)前記第2ストレージ装置を複数台備え、前記サーバーは、前記保存対象ファイルの前記第2ストレージ装置への保存時に、ストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置を選択する選択手段をさらに備え、前記第2の保存指示手段は、前記選択手段により選択されたストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置に保存対象ファイルの保存を指示する前項1~3のいずれかに記載のファイル保存システム。

10

20

30

40

20

30

40

50

(5)前記サーバーは、前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置に前記ネットワークを介してアクセスできることを検知した後、サーバー内のCPUの負荷と前記第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルのサイズとに基づいて、前記第2ストレージ装置に保存されたままの保存対象ファイルを前記第1ストレージ装置へ復旧保存するためのタイミングを決定するタイミング決定手段をさらに備えている前項1~4のいずれかに記載のファイル保存システム。

(6)前記スクリプトには、前記端末装置からのスクリプトファイルへのアクセスが保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスである場合に、前記第2ストレージ装置から取得され前記第1ストレージ装置に保存された保存対象ファイルにアクセスして該ファイルを編集モードで開くことが規定されている前項1~5のいずれかに記載のファイル保存システム。

(7)前記サーバー、第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置は、いずれもクラウド 上に存在している前項1~6のいずれかに記載のファイル保存システム。

(8)保存対象ファイルを保存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置とネッ トワークを介して接続可能なサーバーであって、外部装置から保存対象ファイルを受信す る受信手段と、前記受信手段により受信した前記保存対象ファイルの保存を前記第1スト レージ装置に指示する第1の保存指示手段と、前記第1ストレージ装置へのアクセスの可 否を検知するアクセス可否検知手段と、前記アクセス可否検知手段により、前記第1スト レージ装置にアクセスできないことを検知した場合、前記保存対象ファイルの保存を退避 先の前記第2ストレージ装置に対して指示する第2の保存指示手段と、前記アクセス可否 検知手段により、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合に、前 記第2ストレージ装置から保存対象ファイルをダウンロードして前記サーバーに転送させ る処理をユーザーの端末装置に実行させるためのスクリプトが記述されたスクリプトファ イルであって、前記端末装置が前記第1ストレージ装置のスクリプトファイル保存先へア クセスすることによって端末装置に送信されるスクリプトファイルを作成するスクリプト ファイル作成手段と、前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置にアク セスできることを検知した後、前記スクリプトファイル作成手段により作成したスクリプ トファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示するスクリプトファイル保存指示手段 と、を備え、前記第1の保存指示手段は、前記スクリプトファイルの実行により前記端末 装置から保存対象ファイルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第 1ストレージ装置に指示することを特徴とするサーバー。

(9)前記端末装置から前記第1ストレージ装置にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合、その指示の受領を契機として、前記第2ストレージ装置に保存されておりかつ前記スクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを取得するファイル取得手段をさらに備え、前記第1の保存指示手段は、前記ファイル取得手段により取得された保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する前項8に記載のサーバー。

(10)前記第2ストレージ装置に保存された保存対象ファイルの属性を示すファイル情報を作成するファイル情報作成手段と、前記端末装置から保存対象ファイルの一覧情報の取得要求を受領した場合、前記第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルについては、前記ファイル情報作成手段により作成されたファイル情報を使用して前記保存対象ファイルの一覧情報を作成する一覧情報作成手段をさらに備えている前項8または9に記載のサーバー。

(11)前記第2ストレージ装置は複数台であり、前記保存対象ファイルの前記第2ストレージ装置への保存時に、ストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置を選択する選択手段をさらに備え、前記第2の保存指示手段は、前記選択手段により選択されたストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置に保存対象ファイルの保存を指示する前項8~10のいずれかに記載のサーバー。

(12)前記アクセス可否検知手段により、前記第1ストレージ装置に前記ネットワークを介してアクセスできることを検知した後、自装置内のCPUの負荷と前記第2ストレー

ジ装置に保存されている保存対象ファイルのサイズとに基づいて、前記第2ストレージ装置に保存されたままの保存対象ファイルを前記第1ストレージ装置へ復旧保存するためのタイミングを決定するタイミング決定手段をさらに備えている前項8~11のいずれかに記載のサーバー。

(13)前記スクリプトには、前記端末装置からのスクリプトファイルへのアクセスが保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスである場合に、前記第2ストレージ装置から取得され前記第1ストレージ装置に保存された保存対象ファイルにアクセスして該ファイルを編集モードで開くことが規定されている前項8~12のいずれかに記載のサーバー。 (14)クラウド上に存在している前項8~13のいずれかに記載のサーバー。

(15)サーバーと、該サーバーとネットワークを介して接続可能で保存対象ファイルを 保存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置を備えたファイル保存システムで 実行されるファイル保存方法であって、前記サーバーは、外部装置から保存対象ファイル を受信する受信ステップと、前記受信ステップにより受信した前記保存対象ファイルの保 存を前記第1ストレージ装置に指示する第1の保存指示ステップと、前記第1ストレージ 装置へのアクセスの可否を検知するアクセス可否検知ステップと、前記アクセス可否検知 ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合、前記 保存対象ファイルの保存を退避先の前記第2ストレージ装置に対して指示する第2の保存 指示ステップと、前記アクセス可否検知ステップにより、前記第1ストレージ装置にアク セスできないことを検知した場合に、前記第2ストレージ装置から保存対象ファイルをダ ウンロードして前記サーバーに転送させる処理をユーザーの端末装置に実行させるための スクリプトが記述されたスクリプトファイルであって、前記端末装置が前記第1ストレー ジ装置のスクリプトファイル保存先へアクセスすることによって端末装置に送信されるス クリプトファイルを作成するスクリプトファイル作成ステップと、前記アクセス可否検知 ステップにより、前記第1ストレージ装置にアクセスできることを検知した後、前記スク リプトファイル作成ステップにより作成したスクリプトファイルの保存を前記第1ストレ - ジ装置に指示するスクリプトファイル保存指示ステップと、を実行し、前記第1の保存 指示ステップでは、前記スクリプトファイルの実行により前記端末装置から保存対象ファ イルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指 示し、前記第1ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存対象ファイル 及びスクリプトファイルを保存する保存ステップと、前記端末装置から前記スクリプトフ ァイルへのアクセスがあったときに、スクリプトファイルを端末装置に送信する送信ステ ップと、を実行し、前記第2ストレージ装置は、前記サーバーから保存を指示された保存 対象ファイルを保存する保存ステップと、前記スクリプトファイルの実行による前記端末 装置からの要求に応じて、保存されている前記保存対象ファイルを前記端末装置に送信す る送信ステップと、を実行することを特徴とするファイル保存方法。

(16)保存対象ファイルを保存可能な第1ストレージ装置及び第2ストレージ装置とやットワークを介して接続可能なサーバーのCPUに、外部装置から保存対象ファイル保存する受信ステップと、前記受信ステップにより受信した前記第1ストレージ装置に指示する第1の保存指示ステップと、前記第1ストレージ装置に指示する第1の保存指示ステップと、前記アクセスの可否を検知するアクセスできないことを検知に対した場合、保保を置にアクセスできないことを検知記第2ストレージ装置に対して指示レージ装置にアクセスできないことを検知に対して指示レージ装置にアクセスできないことを検知ステップにより、前記アクセスの前記第2ストレージ装置から保存するにアクセステップと、前記アクセスの前記第2ストレージ装置が前記第1ストレージ表置が前記第1ストレージ表置が前記第1ストレージ表置のスクリプトファイルであって、前記端末装置が前記第1ストレージ表でスクリプトファイル作成ステップと、前記アクセスできることを検知ステップにより作成したスクリプトファイルの保存を前記第1ストレージ

10

20

30

40

20

30

40

50

装置に指示するスクリプトファイル保存指示ステップと、を実行させ、前記第1の保存指示ステップでは、前記スクリプトファイルの実行により前記端末装置から保存対象ファイルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を前記第1ストレージ装置に指示する処理を実行させるためのファイル保存プログラム。

【発明の効果】

[0015]

前項(1)に記載の発明によれば、サーバーは、第1ストレージ装置の障害等により第1ストレージ装置にアクセスできないことを検知した場合、外部装置から受信した保存対象ファイルの保存を退避先の第2ストレージ装置に対して指示する。第2ストレージ装置はこの保存対象ファイルを保存する。その際にサーバーは、第2ストレージ装置から保存対象ファイルを保存する。その際にサーバーは、第2ストレージ装置から保存対象ファイルをがウンロードしてサーバーに転送させる処理をユーザーの端末装置に実行させるためのスクリプトが記述されたスクリプトファイルであって、端末装置が第1ストレージ装置のスクリプトファイル保存先へアクセスすることによって端末装置に送信されるスクリプトファイルを作成する。第1ストレージ装置にネットワークを介してアクセスできることを検知した後、換言すれば第1ストレージ装置が障害等から回復した後、サーバーは作成したスクリプトファイルの保存を第1ストレージ装置に指示し、第1ストレージ装置はこのスクリプトファイルを保存する。

[0016]

ユーザーは端末装置を介して、スクリプトファイルの保存先にアクセスしてスクリプトファイルをダウンロードすると、スクリプトファイルに記述されたスクリプトが実行され、退避先の第2ストレージ装置から保存対象ファイルをダウンロードしてサーバーに転送する。サーバーは、端末装置から保存対象ファイルが転送されてきたときに、該保存対象ファイルの保存を第1ストレージ装置に指示し、第1ストレージ装置は指示された保存対象ファイルを保存する。つまり、第2ストレージ装置に退避されていた保存対象ファイルが本来の第1ストレージ装置に復旧保存される。

[0017]

このように、第1ストレージ装置の障害等の回復後にユーザーが端末装置を介してスクリプトファイルの保存先にアクセスすると、スクリプトファイルがダウンロードされてスクリプトが実行され、第2ストレージ装置に退避されていた保存対象ファイルが自動的に本来の第1ストレージ装置に復旧保存されるから、ユーザーは保存対象ファイルが第1ストレージ装置に保存されているか第2ストレージ装置に退避されているかを意識することなく、保存対象ファイルを利用することができる。しかも、ユーザーがアクセスしたスクリプトファイルに対応する保存対象ファイルのみが、本来の第1ストレージ装置に復旧保存されるので、第2ストレージ装置に退避されていた多数の保存対象ファイルを転送する場合のような負荷がサーバーにはかからないから、ユーザーは利用時間の制約無く、利用したいときに保存対象ファイルの利用が可能となる。

[0018]

前項(2)に記載の発明によれば、サーバーは、ユーザーの端末装置から第1ストレージ装置にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合、その指示の受領を契機として、第2ストレージ装置に退避されているスクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを、本来の第1ストレージ装置に保存することができる。

[0019]

前項(3)に記載の発明によれば、サーバーは、第2ストレージ装置に保存された保存対象ファイルの属性を示すファイル情報を作成し、端末装置から保存対象ファイルの一覧情報の取得要求を受領した場合は、第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルについては、作成されたファイル情報を使用して、保存対象ファイルの一覧情報を作成することができる。

[0020]

前項(4)に記載の発明によれば、サーバーは、保存対象ファイルの第2ストレージ装

置への退避保存時に、複数の第2ストレージ装置の中からストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置を選択して保存対象ファイルの保存を指示するから、保存対象ファイルを第2ストレージ装置に確実に保存することができる。

[0021]

前項(5)に記載の発明によれば、第2ストレージ装置に退避されたままの保存対象ファイルについては、サーバー内のCPUの負荷と第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルのサイズとに基づいて、第1ストレージ装置へ復旧保存するためのタイミングが決定されるから、CPUの負荷が小さい状態のときに、第2ストレージ装置に退避された保存対象ファイルの第1ストレージ装置への復旧保存処理を実行することができ、サーバーの利用に支障がでるのを防止できる。

[0022]

前項(6)に記載の発明によれば、スクリプトには、端末装置からのスクリプトファイルへのアクセスが保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスである場合に、第2ストレージ装置から取得され第1ストレージ装置に保存された保存対象ファイルにアクセスして該ファイルを編集モードで開くことが規定されているから、ユーザーが保存対象ファイルの編集を目的としてスクリプトファイルへアクセスすると、保存対象ファイルが編集モードで端末装置の画面上に自動的に開かれる。

[0023]

前項(7)に記載の発明によれば、サーバー、第1ストレージ装置及び第2ストレージ 装置をクラウド上に有するファイル保存システムとなる。

[0024]

前項(8)に記載の発明によれば、ユーザーは保存対象ファイルが第1ストレージ装置に保存されているか第2ストレージ装置に退避されているかを意識することなく、保存対象ファイルを利用することができる。しかも、ユーザーがアクセスしたスクリプトファイルに対応する保存対象ファイルのみが、本来の第1ストレージ装置に復旧保存されるので、第2ストレージ装置に退避されていた多数の保存対象ファイルを転送する場合のような負荷がサーバーにはかからないから、ユーザーは利用時間の制約無く、利用したいときに保存対象ファイルの利用が可能となる。

[0025]

前項(9)に記載の発明によれば、サーバーは、ユーザーの端末装置から第1ストレージ装置にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合、その指示の受領を契機として、第2ストレージ装置に退避されているスクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを本来の第1ストレージ装置に復旧保存することができる。

[0026]

前項(10)に記載の発明によれば、端末装置から保存対象ファイルの一覧情報の取得要求を受領した場合、第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルについては、作成された保存対象ファイルの属性を示すファイル情報を使用して、保存対象ファイルの一覧情報を作成することができるサーバーとなる。

[0027]

前項(11)に記載の発明によれば、保存対象ファイルの第2ストレージ装置への保存時に、複数の第2ストレージ装置の中からストレージ残容量の最も大きな第2ストレージ装置を選択して、保存対象ファイルの保存を指示するから、保存対象ファイルを第2ストレージ装置に確実に保存することができるサーバーとなる。

[0028]

前項(12)に記載の発明によれば、サーバーは、第2ストレージ装置に退避されたままの保存対象ファイルについては、CPUの負荷と第2ストレージ装置に保存されている保存対象ファイルのサイズとに基づいて、第1ストレージ装置へ復旧保存するためのタイミングが決定されるから、CPUの負荷が小さい状態のときに、第2ストレージ装置に退避された保存対象ファイルの第1ストレージ装置への復旧保存処理を実行することができ

10

20

30

40

、サーバーの利用に支障がでるのを防止できる。

[0029]

前項(13)に記載の発明によれば、スクリプトには、端末装置からのスクリプトファイルへのアクセスが保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスである場合に、第2ストレージ装置から取得され第1ストレージ装置に保存された保存対象ファイルにアクセスして該ファイルを編集モードで開くことが規定されているから、ユーザーが保存対象ファイルの編集を目的としてスクリプトファイルへアクセスすると、保存対象ファイルが編集モードで端末装置の画面上に自動的に開かれる。

[0030]

前項(14)に記載の発明によれば、サーバーをクラウド上で使用することができる。

10

30

40

50

[0031]

前項(15)に記載の発明によれば、ユーザーは保存対象ファイルが第1ストレージ装置に保存されているか第2ストレージ装置に退避されているかを意識することなく、保存対象ファイルを利用することができる。しかも、ユーザーがアクセスしたスクリプトファイルに対応する保存対象ファイルのみが、本来の第1ストレージ装置に復旧保存されるので、第2ストレージ装置に退避されていた多数の保存対象ファイルを転送する場合のような負荷がサーバーにはかからないから、ユーザーは利用時間の制約無く、利用したいときに保存対象ファイルの利用が可能となる。

[0032]

前項(16)に記載の発明によれば、ユーザーは保存対象ファイルが第1ストレージ装置に保存されているか第2ストレージ装置に退避されているかを意識することなく、かつ時間帯の制約無く、保存対象ファイルを利用することができる処理を、サーバーのコンピュータに実行させることができる。

【図面の簡単な説明】

[0033]

【図1】この発明の一実施形態に係るファイル保存システムの構成を示すブロック図である。

- 【図2】サーバーの電気的な構成を示すブロック図である。
- 【図3】ファイル保存システムにおける各装置間での処理を示すシーケンス図である。
- 【図4】同じくファイル保存システムにおける各装置間での処理を示すシーケンス図であ る。
- 【図 5 】この発明の他の実施形態を示すもので、ファイル保存システムにおける各装置間 での処理を示すシーケンス図である。
- 【図6】スクリプトファイルの一例を示す図である。
- 【図7】従来のファイル保存システムの課題を説明するための図である。

【発明を実施するための形態】

[0034]

以下、この発明の実施形態を図面に基づいて説明する。

[0035]

図1は、この発明の一実施形態に係るファイル保存システムの構成を示すブロック図である。このファイル保存システムは、サーバー1と、第1ストレージ装置2と、第2ストレージ装置3を備えている。これらのサーバー1、第1ストレージ装置2及び第2ストレージ装置3はいずれもクラウド上に存在しており、ユーザーの端末装置4からインターネット等のネットワークを介してサーバー1、第1ストレージ装置2及び第2ストレージ装置3のそれぞれにアクセス可能となっている。

[0036]

また、サーバー1と第1ストレージ装置2及び第2ストレージ装置3とはそれぞれネットワークを介してアクセスでき、サーバー1から第1ストレージ装置2及び第2ストレージ装置3へファイル等の受け渡しが可能となっているが、第1ストレージ装置2と第2ストレージ装置3とは直接にファイル等の受け渡しはできないようになっている。

[0037]

図2はサーバー1の電気的な構成を示すブロック図である。

[0038]

サーバー1はパーソナルコンピュータからなり、CPU11、RAM13、記憶部14 、表示部15、入力装置16、ネットワークインターフェース部(ネットワークI/F部) 17等を備え、システムバス18を介して互いに接続されている。

[0039]

CPU11は、ROM12や記憶部14等に保存されているプログラムをRAM13にロードして実行することにより、サーバー1の全体を統括的に制御する。特に、この実施形態では、画像形成装置6等の外部装置から送信されてきた保存対象ファイルを第1ストレージ装置2に保存させたり、第1ストレージ装置2へのアクセスができない場合は保存対象ファイルを第2ストレージ装置3に退避保存させたり、所定のスクリプトファイルを作成する等の処理を行うが、これらの処理については後述する。

[0040]

ROM12はCPU11の動作用プログラムやその他の設定値等を格納する。RAM13は、CPU11が動作用プログラムに従って動作する際の作業領域を提供する記憶媒体である。

[0041]

記憶部14は、ハードディスク等の記憶媒体からなり、各種の管理データ、アプリケーションプログラム等が記憶されている。

[0042]

表示装置15は、CRTや液晶表示装置等からなり、各種のメッセージ及びユーザに対する入力受付画面、選択画面等を表示する。

[0043]

入力装置 1 6 は、ユーザによる入力操作に用いられるもので、キーボードやマウス等からなる。

[0044]

ネットワークインターフェース部 1 7 は、第 1 ストレージ装置 2 、第 2 ストレージ装置 3 、端末装置 4 、ゲートウェイデバイス 5 等の外部装置との間で、ネットワークを介してファイルやデータの送受信を行う通信手段として機能する。

[0045]

第1ストレージ装置2及び第2ストレージ装置3はいずれもパーソナルコンピュータからなる。第1ストレージ装置2及び第2ストレージ装置3の電気的な構成は図2に示したサーバーの構成と同じであり、CPU11、ROM12,RAM13、記憶部14、表示部15、入力装置16、ネットワークインターフェース部(ネットワークェ/F部)17等を備え、システムバス18を介して互いに接続されているが、各部の具体的な説明については省略する。ただし、第1ストレージ装置2及び第2ストレージ装置3のCPU11は、サーバー1の指示に従い、サーバー1から送信された保存対象ファイルを記憶部14に保存する等のストレージ装置としての機能を発揮する。なお、第1ストレージ装置2には保存対象ファイルのみならず、後述するようにスクリプトファイルも保存される。

[0046]

保存対象ファイルは常時は第1ストレージ装置 2 に保存されるが、第1ストレージ装置 2 に障害等のトラブルが発生しサーバーからネットワークを介してのアクセスができなくなったときは、保存ファイルを一時的に第 2 ストレージ装置 3 に退避させて保存する。

[0047]

なお、端末装置 4 もパーソナルコンピュータが用いられている。画像形成装置 6 は、この実施形態では多機能デジタル複合機である MFP (Multi Function Peripherals) が用いられている。

[0048]

次に、図1に示したファイル保存システムの動作の概要を説明する。

10

20

30

[0049]

サーバー1は、例えば画像形成装置6からゲートウェイデバイス(単にデバイスとも記す)5を介してファクシミリ文書やスキャンファイル等の保存対象ファイルを受領すると、第1ストレージ装置2ヘアクセス可能かどうかを確認し、アクセス可能であれば、第1ストレージ装置2に対し受領した保存対象ファイルをネットワークを介してアップロードし該ファイルの保存を指示する。この指示を受けた第1ストレージ装置2は保存対象ファイルを、例えばユーザー毎に予め定められた保存先に保存する。

[0050]

第1ストレージ装置 2 の障害等により第1ストレージ装置 2 ヘアクセスできないことをサーバー 1 が検知すると、サーバー 1 は保存対象ファイルをネットワークを介して退避用の第 2 ストレージ装置 3 にアップロードし、該ファイルの保存を第 2 ストレージ装置 3 に指示する。この指示を受けた第 2 ストレージ装置 3 は、保存対象ファイルを保存するとともに保存先情報をサーバー 1 に通知し、サーバー 1 は通知された第 2 ストレージにおける保存対象ファイルの保存先情報をユーザーの端末装置 4 に通知する。

[0051]

サーバー1は、保存対象ファイルを第2ストレージ装置3へ退避保存させたのち、スクリプトファイルを作成する。スクリプトファイルはこのスクリプトファイルにアクセスした端末装置4によってダウンロードされるものであり、スクリプトファイルには、第2ストレージ装置3に退避保存させた、スクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを、第2ストレージ装置3からダウンロードしてサーバー1に転送させる処理を、端末装置4に実行させるためのスクリプトが記述されている。

[0052]

スクリプトファイルの作成と併せて、サーバー1は第2ストレージ装置3に退避保存された保存対象ファイルの属性を示すファイル情報を作成し保持する。ファイル情報としては、限定はされないが、本来の保存先情報(本来パス)、退避保存先情報(退避パス)、ファイル名、更新日時、ファイルサイズ、ファイルのプレビュー画像等がある。

[0053]

サーバー1は第1ストレージ装置2の障害等が回復してアクセスが可能となったかどうかを、ポーリングにより定期的にあるいは必要なときに確認しており(図1の丸数字1)、アクセス可能となったことが検知されると、作成したスクリプトファイルを第1ストレージ装置2の本来の保存対象ファイルの保存先に保存させる(丸数字2)。

[0054]

ユーザーが端末装置 4 を介して第 1 ストレージ装置 2 のスクリプトファイルにアクセスしてスクリプトファイルをダウンロードし(丸数字 3)、端末装置 4 のブラウザ内でスクリプトを実行すると(丸数字 4)、端末装置 4 はスクリプトに従って退避先である第 2 ストレージ装置 3 から保存対象ファイルをダウンロードしたのち(丸数字 5)、さらにサーバー 1 へ転送する(丸数字 6)。

[0055]

サーバー1は転送されてきた保存対象ファイルを、本来の保存先である第1ストレージ 装置2にアップロードし保存させる。これによりスクリプトファイルと置き換えて保存対 象ファイルが保存される(丸数字7)。

[0056]

上述したファイル保存システムの動作を、各装置間での処理を示す図 3 及び図 4 のシーケンス図に基づいてより具体的に説明する。なお、サーバー 1 での処理はサーバー 1 の C P U 1 1 が記憶部 1 4 等に格納された動作プログラムに従って動作することにより実行される。

[0057]

ファクシミリ受信データ、スキャンデータ等の保存対象ファイルが、デバイス 5 からサーバー 1 にアップロードされると(ステップ S O 1)、サーバー 1 はデバイス(ユーザー)に対応して予め設定された保存先を確認した後(ステップ S O 2)、保存先である第 1

10

20

30

40

ストレージ装置 2 にネットワークを介してファイルをアップロードし保存を指示する(ステップS03)。

[0058]

ここで、第1ストレージ装置 2 に障害等が発生して第1ストレージ装置 2 にアクセスできなけば(ステップ S O 4)、保存対象ファイルの退避先の第 2 ストレージ装置 3 を決定する(ステップ S O 5)。第 2 ストレージ装置 3 が 1 台しか存在しない場合はその第 2 ストレージ装置 3 を退避先として決定する。第 2 ストレージ装置 3 が複数台存在する場合は、何れかの第 2 ストレージ装置 3 を退避先として選択する。選択の仕方は特に限定されないが、各第 2 ストレージ装置 3 にファイルを保存できるストレージ残容量を問い合わせ、ストレージ残容量の最も大きな第 2 ストレージ装置 3 を退避先に選択するのが、可及的に多くの保存対象ファイルを 1 台の第 2 ストレージ装置 3 に保存できる点から望ましい。

[0059]

こうして決定された第2ストレージ装置3に、保存対象ファイルをアップロードして保存を指示する(ステップS06)。第2ストレージ装置はこれを受けて保存対象ファイルを保存し、保存成功をサーバー1に通知する(ステップS07)。

[0060]

次いでサーバー1はスクリプトファイルを作成する(ステップS08)。スクリプトファイルに記述されるスクリプトは、前述したように、第2ストレージ装置3に退避保存させたスクリプトファイルに対応する保存対象ファイルを、第2ストレージ装置3から取得してサーバー1に転送させる処理を端末装置4に実行させるものである。

[0061]

併せて、ファイル情報(例えば本来パス、退避パス、ファイル名、サイズ、更新日時など)を作成し保持する(ステップS09)。

[0062]

そして、デバイス 5 に対して保存対象ファイルの退避先へのアップロードが完了したことを通知するとともに(ステップ S 1 0)、第 1 ストレージ装置へのアクセスができないこと及び保存対象ファイルの退避先をユーザーの端末装置 4 に通知する(ステップ S 1 1)。

[0063]

図4に進み、その後サーバー1は第1ストレージ装置2に対してアクセスが可能かどうかを確認する(ステップS12)。アクセスが可能になると(ステップS13)、アクセスが可能になったことを端末装置に通知する(ステップS14)。そしてファイル情報等を参照し(ステップS15)、スクリプトファイルを第1ストレージ装置2にアップロードし、スクリプトファイルの保存を指示する(ステップS16)。スクリプトファイルは保存対象ファイルに較べてサイズが小さいので、サーバー1に過度の負荷をかけずにアップロードを行うことができる。

[0064]

保存対象ファイルが複数存在する場合は、スクリプトファイルの作成と第1ストレージ 装置へのアップロードを繰り返す。第1ストレージ装置2は、スクリプトファイルを保存 対象ファイルの本来の保存先に保存する。

[0065]

ユーザーは自身が望むときに、端末装置4を介して、第1ストレージ装置2の本来の保存対象ファイルの保存先に保存されているスクリプトファイルにアクセスし(ステップS17)、第1ストレージ装置2からスクリプトファイルをダウンロードし取得する(ステップS18)。端末装置4は、スクリプトファイルに記述されているスクリプトを実行し(ステップS19)、スクリプトに規定されている第2ストレージ装置3の退避先にアクセスして(ステップS20)、退避されている保存対象ファイルをダウンロードし(ステップS21)、さらにサーバー1に転送する(ステップS22)。

[0066]

転送されてきた保存対象ファイルを受信したサーバー 1 は、ファイル情報を参照し(ス

10

20

30

40

テップS23)、保存対象ファイルを本来の保存先である第1ストレージ装置2にアップロードする(ステップS24)。

[0067]

その後、サーバーは第2ストレージ装置3に対して保存対象ファイルの削除を指示し、 第2ストレージ装置3は指示された保存対象ファイルを削除する(ステップS25)。

[0068]

このように、この実施形態では、第1ストレージ装置2の障害等からの回復後にユーザーが端末装置4を介してスクリプトファイルの保存先にアクセスすると、スクリプトファイルがダウンロードされてスクリプトが実行され、第2ストレージ装置3に退避されていた保存対象ファイルが第1ストレージ装置2に保存されるから、ユーザーは保存対象ファイルが第1ストレージ装置2に保存されているか第2ストレージ装置3に退避されているかを意識することなく、保存対象ファイルを利用することができる。しかも、ユーザーがアクセスしたスクリプトファイルに対応する保存対象ファイルのみが、本来の第1ストレージ装置2に復旧保存されるので、第2ストレージ装置3に退避されていた多数の保存対象ファイルを転送する場合のような負荷がサーバー1にはかからないから、ユーザーは利用時間の制約無く、利用したいときに保存対象ファイルの利用が可能となる。

[0069]

次に、この発明の他の実施形態を、各装置間での処理を示す図 5 のシーケンス図を参照して説明する。

[0070]

この実施形態では、サーバー1は、端末装置4から第1ストレージ装置2にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合に、その指示の受領を契機として、第2ストレージ装置3に保存されている対応の保存対象ファイルを取得するとともに、取得した保存対象ファイルを本来の第1ストレージ装置2に復旧保存させる構成となっている。

[0071]

なお、サーバー1での処理はサーバー1のCPU11が記憶部14等に格納された動作プログラムに従って動作することにより実行される。

[0072]

まず、サーバー1は端末装置4からファイルの一覧表示の要求を受け付けると(ステップS31)、自身で保持している退避ファイルのファイル情報を参照する(ステップS32)。また、既に第1ストレージ装置2に保存されているファイルについてファイル一覧情報を第1ストレージ装置2に要求し(ステップS33)、取得する(ステップS34)

[0073]

次いで、参照した退避ファイルの情報と既に第1ストレージ装置2に保存されているファイルの情報とを用いて一覧画面を作成し(ステップS35)、作成した一覧画面情報を端末装置4に送信して表示させる(ステップS36)。

[0074]

このように、第2ストレージ装置3に退避させた保存対象ファイルについても、予め保持している実際のファイルの情報を用いて一覧画面を作成して表示するから、既に保存済みのファイルと同じ形態で一覧画面を提供することができる。

[0075]

ユーザーが、端末装置4に表示された一覧情報から所望のファイルを選択してそのファイルにアクセスすることが必要な処理、例えば印刷を指示すると(ステップS37)、そのファイルが第2ストレージ装置3に退避されている保存対象ファイルである場合は、ファイル情報を参照し(ステップS38)、第2ストレージ装置3に対して指定されたファイル(実ファイル)の取得を要求し(ステップS39)、該ファイルを第2ストレージ装置3からダウンロードして取得する(ステップS40)。

10

20

30

40

20

30

40

50

[0076]

取得したファイルはデバイス5に送信し(ステップS41)、さらに画像形成装置6に 転送されて印刷される。

[0077]

サーバー1は第2ストレージ装置3から取得したファイルを本来の保存先である第1ストレージ装置2ヘアップロードして保存を指示する(ステップS42)。この指示を受けた第1ストレージ装置2は受信した保存対象ファイルを、所定の保存先にスクリプトファイルと置き換えて保存する。

[0078]

さらにサーバー1は第2ストレージ装置2に、取得した保存対象ファイルの削除を要求する(ステップS43)。この要求に応じて第2ストレージ装置3はファイルを削除する

[0079]

こうして、端末装置 4 から第 1 ストレージ装置 2 にスクリプトファイルが保存されている保存対象ファイルへのアクセス指示を受領した場合に、この受領を契機としてサーバー1 は、保存対象ファイルを退避先の第 2 ストレージ装置 3 から本来の保存先である第 1 ストレージ装置 2 に復旧保存するから、ユーザーは保存対象ファイルが第 2 ストレージ装置 3 に退避されていることを意識することなく、ファイルの利用が可能となる。しかも、ユーザーが選択した保存対象ファイルのみが第 1 ストレージ装置 2 に復旧保存されるので、第 2 ストレージ装置 3 に退避されていた多数の保存対象ファイルを転送する場合のような負荷がサーバー 1 にかかることはない。

[0800]

なお、第1ストレージ装置2が障害等から回復したあと、第1ストレージ装置2に個別に復旧保存された保存対象ファイルを除く、第2ストレージ装置3に退避されたままの多数の保存対象ファイルの復旧保存処理は、従来と同様に、サーバー1の利用頻度の少ない夜間や所定の時間帯に実施しても良い。また、サーバー1が自装置のCPU11の負荷と第2ストレージ装置3に保存されている保存対象ファイルのサイズとに基づいて、CPU11の負荷が少ないときに、第2ストレージ装置3側の保存対象ファイルを第1ストレージ装置2へ復旧保存するタイミングを決定しても良い。これによって、サーバーの利用に支障が出るのを防止しながら、第1ストレージ装置への復旧保存処理を行うことができる

[0081]

図 6 はスクリプトファイル 7 の一例を示す図であり、スクリプトが記述されている。スクリプトファイル 7 中の「Down load afile's from 退避ストレージ」は、第 2 ストレージに退避された保存対象ファイルをダウンロードすることを規定したスクリプトであり、「アップロードファイル設定」は第 2 ストレージからダウンロードされた保存対象ファイルをサーバーにアップロードするときのファイルの設定を規定したスクリプトであり、「File Uploadto 中継サーバー」は保存対象ファイルをサーバーにアップロードすることを規定したスクリプトである。

[0082]

前述したように、スクリプトファイル7は端末装置4が第1ストレージ装置2にアクセスすることによって端末装置4にダウンロードされ、端末装置4でスクリプトが実行され、保存対象ファイルが第2ストレージ装置3から取得されサーバーに転送される。

[0083]

なお、端末装置 4 からのスクリプトファイル 7 へのアクセスが、保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスである場合には、第 2 ストレージ装置 3 から取得されサーバー 1 に転送されて第 1 ストレージ装置 2 に保存された保存対象ファイルにアクセスして該ファイルを編集モードで開くことを、スクリプトに規定しても良い。このような構成によって、ユーザーが保存対象ファイルの編集を目的としてスクリプトファイル 7 へアクセスすると、保存対象ファイルが編集モードで端末装置 4 の画面上に自動的に開かれることになり

、便利である。

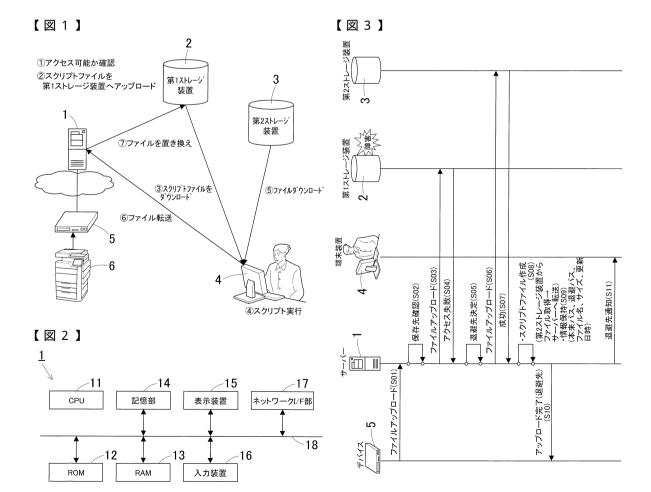
[0084]

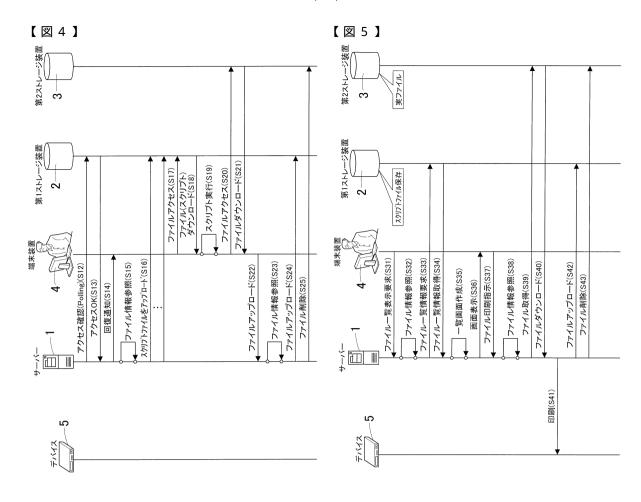
端末装置4からのスクリプトファイル7へのアクセスが保存対象ファイルの編集を目的としたアクセスであるかどうかは、アクセス時にユーザーに端末装置4の画面上で編集のためのアクセスか印刷のためのアクセスか等を選択させれば良い。

【符号の説明】

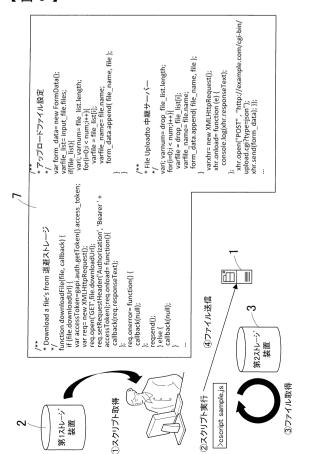
[0085]

- 1 サーバー
- 11 CPU
- 13 RAM
- 1 4 記憶部
- 2 第1ストレージ装置
- 3 第2ストレージ装置
- 4 端末装置
- 5 ゲートウェイデバイス
- 6 画像形成装置
- 7 スクリプトファイル

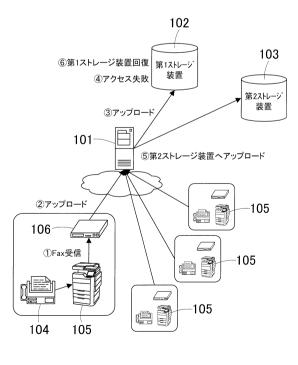








【図7】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2015-148840(JP,A)

特開2012-252467(JP,A)

特開2005-4243(JP,A)

特表2013-524358(JP,A)

特表2013-532314(JP,A)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

G06F 16/00